

★非課税期間が終了するファンドをロールオーバーしない（課税口座へ移す） 予定のお客さま
【約定日が 2022 年 1 月以降となるケース】

申し込みいただく取引の約定日が申込日と同一年内であるか、申込日の翌年となるかによって、取り扱いが異なりますので、申し込みにあたっては、約定日をご確認ください。

【約定日及び受渡日が翌年（2022 年）となるケース】

約定日に解約する数量が確定するため、全部解約を行う場合は、2022 年 1 月の数量での全部解約となります。

【取引⑤】

非課税期間が終了するファンドを課税口座でも保有している場合で、課税口座の同一ファンドを解約する場合

- ・ ファンドを全部解約する場合、2017 年分については課税口座へ払い出された後であり、**2017 年分を含めて全額解約**されます。

【事例】ファンド（課税口座分）の全部解約

取引内容：投資信託Aファンド全額（100 万円・課税口座分）の解約

※AファンドをNISA口座で200万円分保有しており、かつ内100万円分が非課税期間終了を迎える

申 込 日：2021 年 12 月 30 日、約 定 日：2022 年 1 月 4 日

受 渡 日：2022 年 1 月 12 日

⇒ ロールオーバーしないため、200 万円のうち 100 万円分が課税口座へ払い出されます。本件では約定日が課税口座へ払い出された後であるため、「全額」の中には課税口座へ払い出された数量が含まれることになり、解約される数量は課税口座全額である 200 万円となります。

【イメージ図：ロールオーバーしない場合の証券口座の状況】

